平成２８年（フ）第１号
長崎県対馬市上対馬町西泊47番地
債務者　原　　上寿
1　決定年月日時　平成28年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２８年（フ）第２号
長崎県対馬市上対馬町西泊47番地
債務者　原　江利香
1　決定年月日時　平成28年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２７年（フ）第６８６号
熊本市東区新南部３丁目７番75号　312、前住所熊本市東区保田窪本町13番45号　望星一番館105号
債務者　西　　永喜
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１２号
熊本市南区刈草１丁目５番６号　コーポ刈草302
債務者　盛　　直美（旧姓坂田）
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１３号
熊本市北区清水本町12番31号　下村アパート206、前住所熊本市北区高平２丁目４番18号
債務者　甲斐　節子（旧姓髙松）
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３１８号
大分県別府市大字平道1655番地の３
債務者　加藤　利恵
1　決定年月日時　平成28年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４０２号
大分市三佐２丁目５番27号（エスペランサ・サキＡ202）
債務者　森坪　孝仁
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４４６号
大分県別府市大字亀川1079番地の２　見晴台
債務者　爾　　昌道
1　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４４７号
大分県別府市大字亀川1079番地の２　見晴台
債務者　爾　　幸子
1　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４５０号
大分市大字屋山345番地
債務者　髙橋　一敏
1　決定年月日時　平成28年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３５４号
宮崎市吉村町浮之城甲100番地５
債務者　田原　美保
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３７６号
宮崎市城ケ崎４丁目５番地６　ストークマンション203号、住民票上の住所宮崎市大字芳士294番地１
債務者　七枝　伸一
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１号
宮崎県日南市飫肥８丁目４番18号
債務者　蛯原　　徹
1　決定年月日時　平成28年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第３５８号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町20番14号（上村ハイツ202号）
債務者　坂田　太一
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１７８号
茨城県取手市米ノ井375番地５
債務者　所　　勝英
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１７９号
茨城県取手市米ノ井375番地５
債務者　所　　道子
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第２７８号
福井市本堂町第89号６番地162
債務者　水澤　友也
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係